

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

平成23年5月16日
環 境 省

1. はじめに

- ・ 東日本大震災に係る災害廃棄物について、国ではこれまで、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の他、各種通知等を発出するとともに、岩手県、宮城県、福島県に対し、県、市町村、国、関係業界等が参加する災害廃棄物の処理に関する協議会の設置を促してきたところ。
- ・ こうした中で、災害廃棄物の仮置場への搬入が進みつつあり、これからは、収集された廃棄物の焼却、再生利用、最終処分等の本格化に向けた取組が求められている。そこで本指針は、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めるため、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたものである。
- ・ 今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

2. 処理推進体制

- ・ 国、県、市町村は原則として下記の役割を担い、連携しながら災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を図る。
 - 国 : 市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県（以下「県・市町村」という。）による災害廃棄物の処理が適正かつ効率的に行われるよう、処理指針（マスタープラン）の作成の他、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等の支援を実施。
 - 県 : 仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理に関する協議会等を通じ、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。実行計画の作成に当たっては、処理方法等に関して広くアイデア・プロポーザルを募る。地方自治法に基づき、被災した市町村から事務委託を受けた場合は、市町村に代わり県が処理を実施。
 - 市町村 : 県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施。

3. 処理に関する財政措置

(1) 財政措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑み、国は、県・市町村が実施する災害廃棄物の処理について、特例として災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げを実施。また地方負担分については、災害廃棄物処理事業費が多額に及ぶ市町村について、その全額を災害対策債により対応し、その元利償還金の100%を交付税措置。

(2) 効率的執行の確保

県・市町村は、災害廃棄物の処理のための予算執行に当たって、下記の点を踏まえその効率性を確保する。

- ・処理の実行計画の策定や進捗管理等に、廃棄物の処理方法や処理技術等に関する専門家が関与することにより、効率的な処理の実施を確保。
- ・可能な限り地元雇用を考慮した処理とすることを基本としつつ、スピード及び効率性の観点を踏まえて発注。(競争性を確保した契約方式の採用)
- ・市販の物価に関する資料等を踏まえ、震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定。
- ・効率性の確保のためにも、近隣自治体と共同処理体制を構築することにより、広域処理を推進。

また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4. 処理方法

(1) 処理の考え方

- ・発生現場において危険物、資源物を分けて集めるなど可能な限り粗分別を行った後に仮置場等へ搬入し、混合状態の廃棄物の量を少なくする。また、仮置場等において混合状態の廃棄物を、重機や破碎・選別設備等で可燃物、不燃物、資源物、危険物等に分別し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うことにより、総処理コストの低減、最終処分量の削減等に資することが重要。
- ・別添1に示すような処理を基本とし、再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・再生利用を促進するため、再生利用が可能な廃棄物の種類や発生量等を把握することが必要。

- ・コンクリートくずについては、復興の資材等として被災地で活用。木くずについては、広域での活用も検討。これらの廃棄物については、再生利用の需要量（受け入れ可能量）等を踏まえた、時間をかけた処理の検討も必要。
- ・リサイクルルートが確立している自動車やテレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等については、分別ができ、技術的に可能な限りリサイクルを実施。
- ・仮置場や運搬車両の選定、収集運搬に関する計画の策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。

（２）広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。
- ・焼却炉等の整備に当たっては、近隣自治体との共同処理体制の構築を検討。

（３）種類別処理方法

①可燃物

- ・仮置場での火災防止や衛生管理を徹底する。
- ・破砕後、できるだけセメント焼成や廃棄物発電等の有効利用を行う。

②木くず

- ・木くずについては、木質ボードやボイラー燃料、発電等への利用が期待される。
- ・一方、受入側との間で、受入が可能である木くずの形状や塩分など不純物等に関する条件について事前に調整を行うことが必要。（利用用途を決めないまま木くずを全てチップにすると、引取り業者の確保が困難となる）
- ・降雨により塩分を除去しつつ、需要に応じて利用していくことも一案。その際、腐敗や火災防止の観点から、木くずを木材チップに加工しない状態としておくことが必要。
- ・県外の受け入れ先に船舶や鉄道等で運び、受け入れ先において保管しつつ、塩分除去、不純物除去を行うことも一案。
- ・目視等によりCCA（クロム・銅・砒素系）処理木材と判断されるものは、廃棄物処理施設にて焼却処理を行う。

③不燃物

- ・可燃物や金属くずと一体となったものは、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）や振動ふるい、浮沈分離、磁選等により、可燃物や金属くずを取り除いた上で、埋立を行う。

④金属くず

- ・再生利用を基本とし、再生利用を容易にするため、受け入れ先で想定する利用用途に応じ可能な範囲で、鉄と鉄以外のもの（銅など）を区別する。

⑤コンクリートくず

- ・コンクリートくずについては、最終処分量の削減のためにも、復興資材等として被災地で活用することが有効。
- ・再生利用の用途を考慮し、アスファルト、コンクリート、石材等に分別することが適当。
- ・受入側との間で、受入が可能であるコンクリートくずの形状や付着物等に関する条件について事前に調整を行い、必要な破碎や粒度調整等を行うことが必要。（利用形態を決めないまま破碎や粒度調整等を行うと、引取り業者の確保が困難となる）
- ・資材としての利用を進めるため、環境部局と土木部局間の連携や民間の知見の活用が必要。

⑥家電、自動車

- ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、可能な範囲で分別し、破損や腐食の程度を勘案し、リサイクルが可能（有用な資源の回収が見込める）なものは、家電リサイクル法に基づきリサイクルを行う。
- ・自動車については、自動車リサイクル法に基づき引取業者に引き渡し、リサイクルを行う。

⑦船舶

- ・燃料やバッテリー等を取り除いた上で破碎し、破碎後の金属くずは再生利用する。廃プラスチックや木くずは焼却し、できるだけ廃棄物発電等の有効利用を行う。
- ・石綿が使用されている部品等については、石綿含有廃棄物等としての処理を行う。

⑧危険物、PCB廃棄物、石綿含有廃棄物等

- ・他の廃棄物と区別し、危険物又は特別管理廃棄物としての取扱を行い、各々の性状に応じた処分を行う。

⑨津波堆積物

- 性状に応じて以下の処理を検討する。

- ・ 重金属等有害物質を含むもの、腐敗性のある可燃物、油分を含むもの
セメント原料としての利用、焼却又は最終処分場への埋立
- ・ 上記以外（水底土砂と同程度の性状のもの）
トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等で異物を除去した後、地盤沈下した場所の埋め戻し材としての利用、土木資材化又は海洋投入※

※当該津波堆積物が海洋投入処分が認められている水底土砂と同様に、陸上処分ができず、かつ、一定の判断基準を満たし、海洋環境への著しい影響を及ぼさない場合については、海洋汚染防止法に基づき、環境大臣の許可を得て海洋投入を実施できる。

⑩火災が発生した場所にある廃棄物

- ・ 火災が発生した場所において、灰と金属くずやコンクリートくずを分けて集めることが適当。
- ・ 灰や灰と混合した状態の津波堆積物等については、ダイオキシン類の濃度を踏まえ、熔融処理や最終処分場への埋立等を行う。

5. スケジュール

地域特性や処理の効率性を踏まえ、災害廃棄物の種類毎に、原則として以下の期間内を目途に、別添2に基づき処理を進める。仮置場のスペースによる搬入量の制約や交通渋滞の発生のおそれ等がある場合は、地域の実情に応じ、各自治体で適切に定めること。

(1) 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

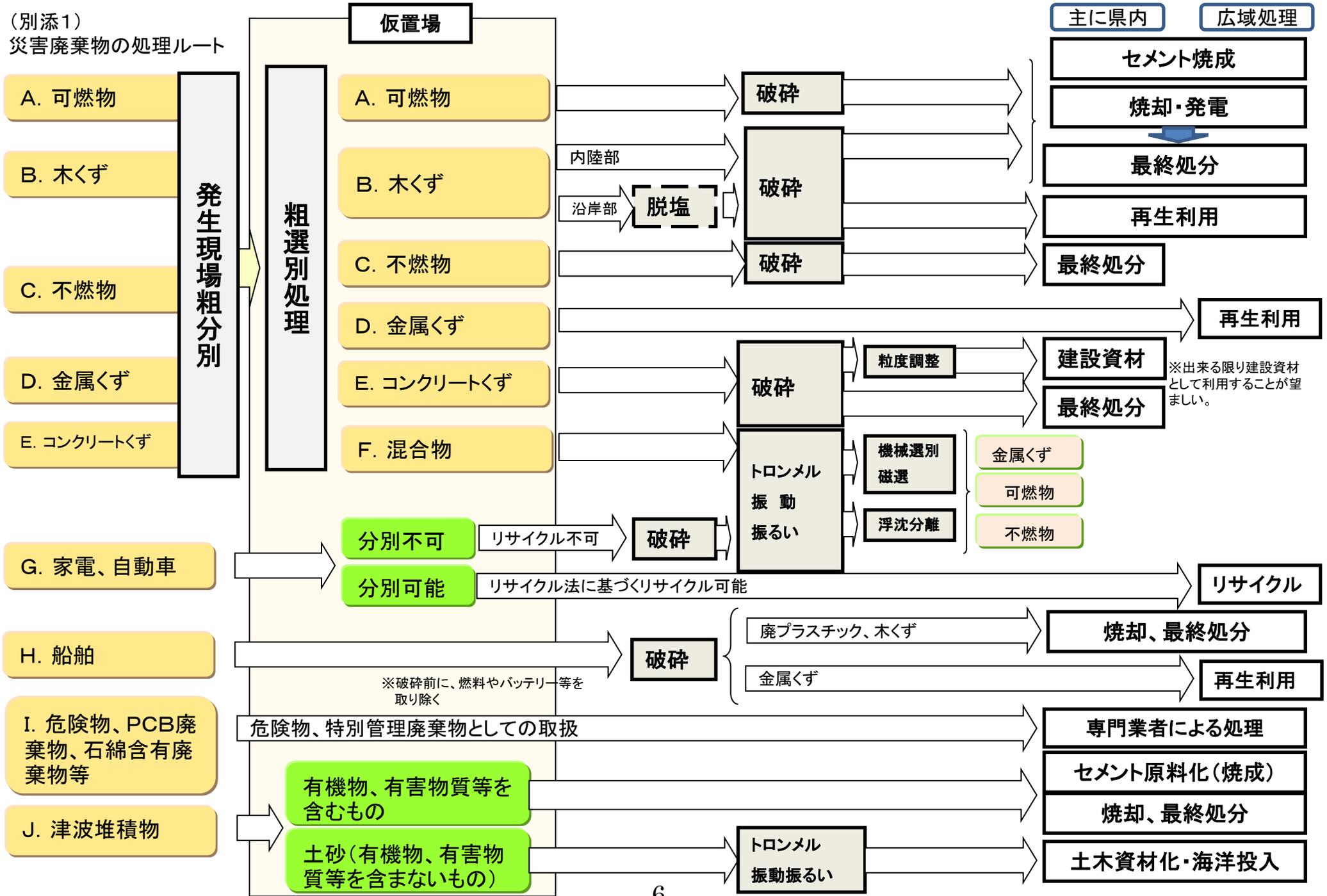
その他：平成24年3月末までを目途

(2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：平成26年3月末までを目途



(別添2)

災害廃棄物の処理に向けたスケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度 以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物 (生活環境に支障が生じる廃棄物)等 の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
2. 上記以外の廃棄物の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	<p>廃棄物量調査</p> <p>協議会の設置・運営</p> <p>進捗管理</p> <p>処理実行計画 策定</p>									
4. 処理の推進に向けた支援	<p>マスタープラン 策定</p> <p>国、研究所等による支援 (財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、 損壊家屋等の処理の進め方指針(骨子案)、各種事務連絡等)</p>									

マスタープラン付属資料

付属資料 1 : 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

付属資料 2 : 損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）

付属資料 3 : 東日本大震災発生後に発出された通知・事務連絡等（目次）

東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針

標記は、人の捜索・救出、御遺体の捜索・搬出その他防疫・防火対策の必要性、社会生活の回復等のため、緊急に対処する必要性があるので、その処置についての指針を示すものである。

1. 作業のための私有地立入りについて

作業を行うための私有地への一時的な立入りについては、その所有者等に連絡し、又はその承諾を得なくても差し支えない。ただし、可能な限り所有者等の承諾を得、あるいは作業に立ち会っていただくことが望ましいことから、作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知することが望ましい。

2. 損壊家屋等の撤去について

(1) 建物について

- 倒壊してがれき状態になっているものについては、所有者等に連絡し、又はその承諾を得ることなく撤去して差し支えない。
- 本来の敷地から流出した建物についても、同様とする。
- 敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい。
- 建物内の動産の扱いについては、後記（4）による。

(2) 自動車について

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。
- 上記以外の自動車については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に写真等で記録しておくことが望ましい。
- 原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。
- 自動車内の動産の扱いは後記（4）による。

(3) 船舶

- 外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは撤去し、仮置場等に移動させて差し支えない。その上で、所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合は、廃棄する。
- 上記以外の船舶については、仮置場等に移動させた後、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合の扱いについては、追って指針を示す。
- 移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。
- 上記いずれの場合においても、移動及び処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。
- 船舶内の動産の扱いは後記(4)による。

(4) 動産(自動車及び船舶を除く。)

- 貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、遺失物法により処理する。
- 位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することができる場合は、一律に廃棄せず、別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。
- 上記以外の物については、撤去し、廃棄して差し支えない。

損壊家屋等の処理の進め方指針 (骨子案)

平成23年3月29日

1

趣 旨

- 迅速かつ円滑な処理のための指針
- 廃棄物処理の各段階(収集、仮置き、運搬、中間処理、最終処分)における対応策を示すもの
- 地方公共団体及び地方公共団体より処理業務を受託する者向け

2

留意事項

- 緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと
- 作業は危険を伴うものとなることから、従事する人員の安全確保に注意を尽くし、二次災害を回避すること
- 特に沿岸部の作業において、津波情報や地震情報に注意して行うこと
- 衛生面での環境悪化を想定し、従事する人員の健康被害が生じないように適切な措置をとること
- 住民等が自ら片付けなどを行う場合については、二次災害の回避及び健康被害の予防について注意喚起すること

収集(1)

第1ステップ: 収集優先箇所／廃棄物の選定

- 避難施設・居住地の近傍(生活環境に支障が生じる廃棄物)
 - 道路、上下水道、海上交通等の障害となる廃棄物
 - 河川区域や農業排水路内の廃棄物等の二次災害の原因となりうる廃棄物
- 第1ステップで選定された優先箇所以外に存置している災害廃棄物の撤去についても、現地の状況を勘案して優先順位を決め、可能な限り迅速に処理していくことが必要。

収集(2)

第2ステップ:作業の事前調整

- 作業の対象地域・日程等の計画を事前に周知する。
- 作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、収集の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。
- 作業対象地域における土地の所有区分・管理区分が不明な場合や多岐にわたる場合は、作業の効率性を確保するため、関係者間で作業分担について調整を行う。

5

収集(3)

第3ステップ:私有財産の移動

- 自動車や船舶など、収集の妨げになるものを仮置場に移動する。
- 私有財産のうち、回収が可能なものを一時保管場所に移動する。
- 行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら、必要に応じ警察と調整をしつつ作業する。
- 行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切な対応を行う。
- 重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。
- LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

6

収集(4)

第4ステップ: 私有財産の取扱

○貴金属その他の有価物及び金庫等については、一時保管し、所有者等が判明する場合には所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引き渡しを求める場合は引き渡す。引き渡すべき所有者等が明らかでない場合には、警察に届け出る。

○位牌やアルバム等、所有者等にとって価値があると認められるものについては、作業の過程において発見され、容易に回収することが出来る場合は、一律に廃棄せず別途保管し、所有者等に引き渡す機会を設けることが望ましい。

7

収集(5)

○自動車について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、自動車リサイクル法に従って使用済自動車として処理を行う。

○原動機付自転車についても、自動車に準じて処理する。

8

収集(6)

○船舶について所有者等が判明する場合には、所有者等に連絡するよう努め、所有者等が引渡しを求める場合は、引き渡す。それ以外の場合で、外形上から判断して、その効用をなさない状態にあると認められるものは、廃棄する。移動が困難な船舶については、個別に所有者等と協議して対応する。

○自動車や船舶等の移動や処理を行う前に、写真等で記録しておくことが望ましい。

9

収集(7)

第5ステップ:廃棄物の積込み

○行方不明者等の存在に細心の注意を払いながら廃棄物の積込みを行う。

○行方不明者等を発見した場合は救急車の手配や警察への連絡を行い、適切に対応する。

○重機を扱う際は、ガスボンベ、灯油タンク等による火災発生の防止に留意する。

○LPガスボンベ等危険物を発見した場合には、LPガス協会等の専門業者に連絡する。

○可能な限り、可燃物とコンクリートがらに分けるなどの粗分別をしつつ行う。

10

収集(8)

○廃棄物の積込みや建物・工作物の撤去解体作業に当たっては、土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属釘等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝を可能な限り保存するよう配慮する。

収集(9)

第6ステップ:仮置場への運搬

○収集した廃棄物を仮置場に運搬する。運搬に際し、ごく短期間の間、がれき等の一時的な置き場として農地を利用する場合、所有者の明らかな農地を原則として利用すること。

なお、使用済自動車、廃家電、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物、船舶の処理について事務連絡が発出されているので、参考とされたい。

仮置場(1)

第1ステップ: 仮置場の選定

○以下の点等を考慮して、仮置場を選定する。

(1) 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾(水域*を含む。)等の公有地(市有地、県有地、国有地等) * 船舶の係留等

(2) 未利用工業跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)

(3) 二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さいところ

(4) 仮設住宅など他の土地利用のニーズ

○国有地の活用について、関係省庁は被災地自治体の意向等を踏まえつつ、必要な調整を行う。

13

仮置場(2)

第2ステップ: 仮置場の維持管理

○火災の防止のために必要な、防火水槽、消火器の設置等を行う。

○廃棄物の飛散や流出等の防止のため必要な、散水、ネットや囲いの設置等を行う。

○悪臭及び害虫発生防止のため必要な、消毒剤や脱臭剤の散布、シートの被覆等を行う。

○油や有害物質等の流出や地下浸透の防止のために必要な、防水シートの活用等による対策を行う。

14

仮置場(3)

第3ステップ: 仮置場の運用

- 仮置場であることや出入口を明示する。
- 仮置場管理者を配置し、適切な運用を行う。
- 処理方法に応じた分別を行う(可燃物、不燃物、資源物(鉄、アルミ等)危険物(ガスボンベ、消火器、廃石綿混入廃棄物、PCB廃棄物等)、家電リサイクル対象物など)。
- 便乗による廃棄物の混入防止を図る。
- 持ち込まれる廃棄物の収集箇所、搬入量、搬入者を記録する。

15

仮置場(4)

なお資源の有効活用のため、次のような設備を設置していることが望ましい。

- 木質系廃棄物をチップ化するための破砕機
- コンクリートがらを建設資材化するための破砕機

16

運搬(1)

第1ステップ:作業の事前調整

○作業を行う自治体職員又は受託業者に対し、腕章を身に付けさせるとともに、運搬の用に供する車両に、自治体又は受託業者の車両であることを証明する書類を掲示させる。

第2ステップ:搬入先指示伝票の発行

○仮置場管理者は、廃棄物の量や種類、搬入先、車両ナンバーを記した搬入先指示伝票を発行する。

○仮置場管理者は、搬入先に応じた運搬経路を示す文書を運搬者に渡す。

17

運搬(2)

第3ステップ:計量伝票の入手

○運搬者は搬入先で廃棄物の重量や種類を記した計量伝票を入手する。

第4ステップ:伝票の送付

○運搬者は搬入先指示伝票に計量伝票を添付し、自治体等発注元に送付する。

18

中間処理(1)

第1ステップ:処理計画期間の設定

(参考:阪神・淡路大震災での実績は3年)

第2ステップ:処理可能性の検討

○仮置場に一時保管している廃棄物のうち、市町村内の中間処理施設での処理可能量を把握する(可燃物、不燃物、資源化物等の別で把握)

○処理計画期間に照らし、市町村内の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

19

中間処理(2)

○市町村内の中間処理施設での処理可能量が処理必要量を下回っている場合には、市町村外の中間処理施設での処理の可能性を検討する。

○災害時の応援協定等を締結している自治体や、環境省ホームページで公表されている被災地以外の自治体、市町村外の処理業者の受入可能量を踏まえ、当該自治体等への申し入れを行う。

○県は市町村の意向等を踏まえつつ、県内市町村間の調整を図る。

○環境省は、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

20

最終処分(1)

第1ステップ:最終処分量の把握

○焼却・再生利用等による減量を考慮し、最終処分量を算出する。

第2ステップ:既存処分場の受入可能性の確認

○市町村内の最終処分場での受入の可能性を検討する。

○廃棄物の市町村内の最終処分場の受入可能量が最終処分必要量を下回っている場合は、他地域の最終処分場での受入可能量を確認する。

21

最終処分(2)

○県は最終処分の処理必要量を確保するため、県内市町村の意見を踏まえつつ、市町村間の必要な調整を行う。

○環境省は、最終処分の処理必要量を確保するため、被災自治体の意向等を踏まえつつ、県域を越えた自治体間の必要な調整を行う。

第3ステップ:最終処分場の確保

○市町村、県及び国は、将来にわたる安定した最終処分のあり方について早急に検討する。

22

最後に

○本指針は、損壊家屋等の処理の進め方の一方法を示したものであり、緊急に対応が必要などやむを得ない場合には、必ずしも本指針によることなく柔軟に適切な処理を行うこと

	日付	題名	概要
1	3月11日	災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの活用について	災害後の段階に応じて、参考となるような災害応急対策や災害復旧・復興に係る資料の収録
2	3月18日	東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて	車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業者の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧線を遮断した上で作業を徹底していただくよう周知依頼
3	3月19日	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について	廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物が、災害により倒壊処理方法について取り纏めたもの
4	3月20日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について「おり取り纏めたもの
5	3月23日	被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）	前回の事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えたもの
6	3月24日	東北地方太平洋沖地震による災害復旧における境界標識等の保存について	倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属釘などが埋設されていないかどうか注意するよう依頼
7	3月24日	動植物性残さ等の産業廃棄物の保管等の取扱いについて	動植物性残さ等産業廃棄物の処理の滞留により生活環境保全上の支障が生じることがないように、当該産業廃棄物の保管等の取扱いについて取り纏めたもの
8	3月25日	東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について	損壊家屋等の撤去等を行うに当たり参考とする指針（建物、自動車、船舶及び動産（自動車及び船舶を除く。））
9	3月28日	東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について	災害廃棄物の中には、被災した自動車が多数発生していることから、その処理について取り纏めたもの
10	3月28日	津波により被災した地域におけるトランス等のPCB廃棄物保管状況等の確認について	対応可能な範囲において、PCB特措法に基づく届出情報等を基に、津波被災地域を中心にトランス等のPCB廃棄物に係る保管状況等をご確認いただきますよう協力依頼
11	3月28日	津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱いについて	「災害廃棄物に混入しているPCB廃棄物の取扱いについて」を改定し、「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について取り纏めたもの

	日付	題名	概要
12	3月28日	東北地方太平洋沖地震の被災地におけるアスベスト大気濃度調査について	被災した地方自治体の要請に応じてアスベスト大気濃度調査における試料捕集又は分析の協力が可能な地方公共団体に協力依頼をしたもの
13	3月30日	被災したパソコンの処理について	被災したパソコンの処理について、処理方法を取り纏めたもの
14	3月30日	津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて	災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の収集と保管について取り纏めたもの
15	3月31日	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分の扱いについて	「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」において「追って指針を示す」とした部分について、外形上から判断してその効用をなさない状態にあると認められる自動車及び船舶の処理の状況等を見つつ検討し、被災地における自動車及び船舶の取扱いに支障が生じないように、必要な時点で示していきたいとしたもの
16	4月4日	災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例について	県が市町村に変わって災害廃棄物の処理を行う事務委託を行う場合の規約例を作成したもの
17	4月4日	災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止について	被災地の住民が廃棄物処理をめぐるトラブルに巻き込まれることや、廃棄物の不法投棄等を防ぐ観点から、警察等関係機関と連携しつつ、住民に対する啓発や違法業者に対して厳正に対処する等により、災害に乗じた違法な廃棄物処理の防止に努めるために取り纏めたもの
18	4月5日	東日本大震災の被災地におけるアスベストに関する正しい知識の普及啓発と使い捨て式マスクの無料配布について	被災した住民等へのアスベストを含む粉じんのばく露防止と被災した住民等が有する不安への対応のより一層の徹底を図るため、対応をお願いしたもの
19	4月7日	緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)	宮城県内で冷凍保存等されていた水産加工用の水産物が腐敗し、このうち約35,000トンについて陸上処分が非常に困難であり、海洋投入処分を行いたい旨の要望を受けて、指定された条件の下での緊急的な海洋投入を可能とする告示を公布したもの
20	4月8日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A	災害廃棄物(がれき、自動車、船舶等)処理事業の対象について、Q/A形式で回答をまとめたもの
21	4月8日	アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の実施について	被災地におけるアスベスト大気濃度調査のための予備調査を実施することを知らせたもの

	日付	題名	概要
22	4月8日	被災地におけるアスベスト大気濃度調査の情報共有の依頼及び実施協力の申出があった地方公共団体、測定事業者等の情報提供について	被災した地方自治体において、自ら又は外部の協力を得てアスベスト大気濃度調査を計画・予定又は実施する場合には、情報提供していただくようお願いしたもの
23	4月12日	災害廃棄物の処理技術に関する実務的支援について	仮置き場の設置、保管の方法等、災害廃棄物の処理に関する個別事業の実施の際に発生する問題について、(財)産業廃棄物処理事業振興財団及び(財)日本環境衛生センターに具体的な処理業務に関する助言チームを作り、県、市町村に対し実務的、技術的な支援を行える体制を整えた旨通知したもの
24	4月13日	「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ&A(その2)」	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助の対象についてQ&A形式で回答をまとめたもの
25	4月18日	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条の規定による行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置の適用について	特定非常災害発生日以降に有効期間が満了するものであって、災害救助法が適用された市町村の区域内において当該許可に係る業を行う者に係るものについて、当該許可の有効期間の満了日を平成23年8月31日まで延長することとした。
26	4月21日	東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について	地方公共団体において、被災した船舶の処理を進める際に必要となる、被災船舶に係る効用の有無の判断、所有者情報の問い合わせ、運搬方法、処理等に関する知見をまとめたもの。
27	4月22日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象の拡充(諸経費、事務費)について	東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助対象について、ごみ処理事業に係る諸経費やごみ処理事業に直接必要な事務に要する経費の扱いをまとめたもの。
28	4月22日	東日本大震災に係る被災自動車の取扱いに関するQ&A	被災自動車について、一時保管場所へ移動した後、所有者の意思確認を行うために必要な保管の期間について周知したもの。
29	4月25日	災害廃棄物の処理に係る留意事項について	がれき類と木くず類に選別する効果的な方法としての浮沈分離法の活用、作業員、ボランティアの安全の確保のための対応、廃棄物から塩分を除去する方法について情報提供を行ったもの。
30	4月27日	東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて	番号不明被災自動車を引取業者に引き渡す際、再資源化預託金等相当額を負担する必要はないとしたもの。
31	4月30日	東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について(依頼)	当面8月を目途に、生活環境に支障が生じる災害廃棄物を撤去し、生活環境に支障のない場所に移動すべく通知したもの。

	日付	題名	概要
32	5月2日	災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について	災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の一部が改正され、平成23年3月11日発生の東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業から適用することとされた旨通知したものの。
33	5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について	東日本大震災に係る標記事業の実施にあたり、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要領を定めた旨通知したものの。
34	5月2日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」によるほか、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたもの。
35	5月6日	東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について	事業の実施主体である市町村等において、災害等廃棄物処理事業の適切な執行がなされるよう通知したものの。
36	5月9日	東日本大震災により特に必要となっあ一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令	東日本大震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物をより迅速かつ円滑に処理すべく、手続きを簡素化し、届出で足りることとしたもの。
37	5月10日	被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について	業務用冷凍空調機器を処理する際には、環境保全の観点から、当該機器に残存しているフロン類の回収・破壊等についてもあわせて行うことが適切であることから、県下のフロン回収等推進協議会等の関係者と十分に連携を図りつつ、フロンの処理をできる限り推進するよう通知したものの。
38	5月10日	仮置場における火災発生の防止について	仙台市における仮置場で火災が起こったことを受け、仮置場での火災発生の防止について通知したものの。